

石川 求著『カントと無限判断の世界』 要約紹介とコメント若干

野 本 和 幸

1. はじめに

石川氏は、本書でカントというところの「無限判断」に徹底してこだわる。しかしそれは、例えば、デデキント、カントルはじめ19世紀後半以降に展開された、数学基礎論における「実無限」論とは関連しない。そうした「ポジティブな」無限が主題ではない。しかしまたフレーゲに始まる現代論理学での「否定判断」の扱いにおける真理関数的な「否定」でもない（例えば、野本 [2019] 等参照）。

石川氏は、例えば氷山の無数のかけらが押し寄せるオホーツク海の荒波に、昂然と抗する大アザラシのごとく、カント哲学に対する無数の批判、誤解・曲解に抗し、「否定判断」の<否定>性を断固として主張し続ける。

その矛先は、プラトン、アリストテレスから、モンテスキュー、ルソー、スミス、ヘーゲルその他の近世哲学の諸家はじめ、現代の多くのカント学者たちに向けられ、舌鋒鋭く断罪する。しかしその論述は、威丈高では全くなく、むしろときに口ごもりつつ、訥々としかし決るように核心に迫る、きわめて粘着力に富んだものである。こうして解剖対象にされた対論者は、我に返ると、一刀両断にされたことに気づくのかかもしれない。

石川氏の論述は、カントの行論を、典拠を明示しつつ簡潔に引用し、ときにプラトンの対話編を思わせるような、短い質疑応答の連なりからなる。その質疑相手は、時に石川氏自身の自問自答や、あるいは論題に応じて、プラトン、アリストテレス、中世のボエティウス、モンテスキュー、ルソー、アダム・スミス、ヘーゲルはじめドイツ観念論の面々であり、コー

ヘンはじめ諸々の新カント学派の哲学者たち、近年のカント研究者たちであり、実に多彩な面々が、質疑に召喚され、カントの所論と突き合わされ検討される。このことが、石川氏の論述に、奥行きと深み、幅広さを与え、かつ一種の軽み、押したり引いたり楽しさをも与えている。石川氏の質疑応答を推し進める推進力を与えているのは、「無限判断」中の〈否定〉である。殊に第4章以下の石川氏の論述は精彩を放ち、カントの倫理・政治哲学の独自の貢献を活き活きと浮かび上がらせている。

まず「無限判断 (das unendliche Urteil)」の発祥は、プラトンの以下の文にすでに認められるとされる(石川, p. iv).

「われわれにとって、〈有〉〈あるもの〉もまた、他のさまざまのものがあるだけ、ちょうどそれだけの局面にわたって、ないということになる」(『ソピステス』[257A])

ヘーゲルもまた、肯定に反対する否定、単なる「反^{アンチ}A」としての「Aでない」という「否定判断」に対し、非^{イン}A、Aに非ざるもの(A以外のもの、Aではないもの、Aを^{トランス}脱し、Aを^{メタ}超えて彼方にあるもの)、「およそ述定そのものを無化するごとき奇異な〈否定〉を問題の「無限判断」と称する」(石川, p.vi)。また現象〈フェノメノン〉と物自体〈ヌーメノン〉の区別は、無限判断に関わる。物自体は「どこまでもネガティブな〈非〉・〈脱〉・〈超〉などとしてのみ有効に」(石川, p.viii) 語られる、という。

さらに、この無限判断における〈否定〉が、本書後半第4章で、私と公、自己と他者の区別、そして自己の中の他者という自己分化ないし分裂の構造から世界市民という概念へと繋がれる。第5章ではカント独自の世界市民主義が、大事な局面で、〈否定〉の思考法に貫かれていることが確認される(石川, pp. xi-xii)。前半での無限判断をめぐるカントの理論的・論理的諸論考が、後半の実践的・政治哲学的論考への背景的基盤を形成していることを、本書は鮮やかに示している。(だが石川氏の元来の問題関心はむしろ、第4章-5章にあったのではないか。その理論的根拠ないし背景を探って、第1章-3章の理論的ないし論理的探究に向かったのではないか、といった憶測を喚起された。)

以上、第3章までの「無限判断」の周到的分析および諸家の批判的考察から、第4章—5章での世界市民主義論への浩瀚な展開が繰り広げられている。一読しただけではなかなかこの豊饒な所論の理解には届かないようにも感じられる。それで以下では、冗長になるが、石川氏の論述を私なりに辿りつつ、時に氏の所論にコメントめいた初歩的な蛇足をいくらか加えてみたい。(但し、元の石川氏のテキストの順序には必ずしも沿ってはいない。)

2. 無限判断の由来

石川氏は、その序章において、カント学者たちの「無限判断」論の「問題の現状」が、「無限判断」における、以下の両立不能な状況に陥っている、という批判から出発する。石川氏が、まず「無限判断の名目的原点」として掲げるのは以下である。「無限判断は「形式的には肯定(●), 内容的には否定(○)」である。

「これの前半部(●)が無限判断の論理的「原点」であり、後半部(○)がその哲学的「焦点」である。従来のカント研究の問題点は、この●と○の「形式 - 内容」関係、いや関係というより形式と内容の間に存在する立場の劇的転換、を非常に曖昧にしか把握できていかなかったことである。このために①の内部でことがらを決着できずに、あの[以下の]②のような、本題とは無縁のトリヴィアルな話題へと誘導されることになる」(石川, pp. 27-8).

ここで対比されているのは、以下の部分であろうか。

- ① 無限判断は「形式的には肯定、内容的には否定である」。ゆえに肯定判断から区別される。
- ② 無限判断は「否定されたものの反対を積極的に措定する」。ゆえに否定判断から区別されるべきである。(石川, p. 4)

そして石川氏は、「カントはただ①だけを主張したのであって、②のような憶測を付加するのは無駄であるのみならず、カントの核心的思想を覆い隠してしまう点で有害でさえある」(同上)と主張する。

この②のような憶測に読者を誘う要因を石川氏は、カント自身による「判断表」で、判断の量（全称・特称・単称）、関係（定言・仮言・選言）、様相（蓋然・実然・必然）と並ぶ「判断の」質における（肯定・否定・無限）の“三分法”に帰している。のみならず、日常言語に「否定判断（否定的思想）が何か」の定式を求めても無駄だというフレーゲの以下の文言に与する

「キリストは永遠に生きる (lebt ewig)」「キリストは不死ではない (nicht unsterblich)」「キリストは可死的である (sterblich)」「キリストは永遠には生きない (lebt nicht ewig)」といった文を考察せよ。これのどこに肯定的思想があり、どこに否定的思想があるのだろうか。」(Frege, Verneinung, 1918, 150)

しかし返す刀で石川氏は、フレーゲ以降の現代論理学もまた、否定判断の通常の否定と無限判断の異常な〈否定〉を定式化できていず、かの〈否定〉の方は眼中にも入れられずに、産湯ごと流されてしまった、と主張する（石川, p. 15）。

石川氏は、カントないしヘーゲルの問題提起が、「無限」判断に関する「定式の呪縛」「論理学と哲学の混同」を生んだ、という。すなわち「無限判断の述語否定を形式論理的に（コプラの）肯定として扱うことと「不死」のような“無限判断”の述語否定を意味の上で肯定と解することとは、似て非なる議論である」と断定される（石川, p. 16）。

「無限判断が内包する〈否定〉——Aにたいする反Aではない（それ以前の）非A——のいわば脱線した論理は、どんな定式にたいしても自覚的に距離をとりつつ、いぜん言語によって語るしか方法がない」（同上）

すなわち、石川氏はここで現代論理学の祖フレーゲからも慎重に距離を取る。むしろ反転して著者は、「フレーゲの眼には、旧態依然たる論理学の渦中にいたカントやヘーゲルの思索は、日常言語の殻のなかで窒息しているように映ただろうが、実態はそうではない。・・・注意深く、言語

と論理の境界に眼をこらしていた。“無限判断”ならぬ無限判断はその微妙な境界線上に位置する……カントのような批判哲学は、真理より誤謬にこそ敏感」(石川, p. 17) だったのだ、と主張する。

石川氏によれば、無限判断とは、現代論理を援用すれば直ちに片が付くというものではなく、そもそも「定式化が可能な正規の述定(すなわち主張)ではない。むしろそれは判断以前、コプラ以前であり、いわば対象言語で書かれた判断にそっくりなメタ言明、[嘘つきのパラドクスと類比的な]パラドクシカルな発言に比される自己言及、……判断中止なのである」(同, p. 18)と主張される¹。(しかし私には、ここでの主張のポイントが未だ必ずしも分明ではない。)

さて第1章「無限判断をめぐる格闘」では、ヘーゲルの無限判断が取り上げられ、その説によれば、

「一般化すると、無限判断は「Sは非Pである」の形をとる。例えば「人間は非ロバ(ロバでないもの)である」。すなわち、当の判断では、主語と述語とが乖離している。言い換えれば、人間の集合とロバの集合とは重ならない」(同, p. 24)

ヘーゲルによれば、「判断 Urteil」は「根源—分割」であり、「無限判断」は「モンスター」(石川, p. v)であるという。

「ない」という否定には、或る事態の肯定〈ある〉に対立する否定、プラトンのいう：①「反対」としての否定のほか——そうした否定の手前に——、②「あるもの」はただ異なっているものとしての独特の〈否定〉、否定のための否定……徹底的に異種異類の〈ない〉がある(同 p. vi)とされる。

石川氏は、「無限判断」という呼称が、アリストテレス『命題論』における「不定の名辞」[16a32, 19b8-9]に淵源するという説に与し、「コプラ否定」の「月はスッポンでない」から区別される「月は非スッポンである」

1 無限判断について現代論理学からの吟味については、五十嵐涼介[2015][2017]参照。「存在仮定(ないし前提)」については、Frege[SB]40, Strawson[1950], van Frassen[1969], 野本[1997] pp. 85f., [2012] pp. 354f.

のような単なる「述語否定」を表現していると解する。

さらに中世のポエーティウスによって「無限の (infinitus)」というラテン語形容詞に翻案され (ポエーティウスが 'indefinitus' を使えなかった事情については、[石川, p. 30] 参照), 不定の名辞から無限判断が誕生したという。いずれにせよ「不定は立派に無限である。・・・「不定」という概念は両面性をもつ。すなわち、(特定はできないが) なにかではある、というポジティブな含意と、(なにかではあっても) 具体的にはどれでもない、というネガティブな含意である」。内容を問わない論理学 [の統語論?] では形式的には肯定的に扱われる。しかし内容に関わる哲学 [ないし意味論?] では、「非人間 (non homo)」を 'homo' と対等には扱えない。「非人間 (non homo)」の内容はなんら特定されてはおらず、「人間以外のこれでも、あれでも……どれでもないもの、という不定の含意のネガティブな面が強調」されねばならず、このネガティブな含意こそ無限判断の無限性が意味するものであり、認識の内容を顧慮する哲学 [ないし意味論?] が無限判断の「焦点」とするものである。「際限のない否定ないし不定を 'infinitus, unendlich' と訳すことは、彼らにとって、いやなにより事柄によって、どこまでもただしい」(石川, pp. 31-2)。

カントも、その「論理学講義」(1790) で、「そうした判断が無限判断といわれるのは、かぎりがない (unbegrenzt) からです。無限判断はつねに、[主語] がなんでないか (was nicht ist) を語るだけで、そうした述語を私たちは無数に (unzählig) つくることができます……」といっているという (K-XXII 931/2)。

石川氏が注意しているように、「主語が「なんでないかを語るだけ」という論点こそ、カントが無限判断の抱える無数の述語が、しかし主語のいかなる述定にもならないこと、その意味で無限判断は疑似判断であることを見抜いている」。石川氏は、カントがここに (ポエーティウス、クルージュウス同様) 論理学的原点ではなく哲学的「焦点」を見つめている、と指摘する。「無限判断が示しているのは、AがAであることが、AがA以外のなにものでもないことと等価であるという、要するにどんな「ある」も「ない」にいいかえられてしまう、という脱線の論理、まさに肯定/否定の形式を土台から無化するような論理である。無限判断のこの焦点を念頭に置かな

い限り、カントだけではなく、ヘーゲルの無限判断論も私たちには読めないだろう」(石川, p. 33)と言われる。この〈否定〉が効力を発揮するのは、後段の第4章以下での実践的世界、公私の対比、良心や責任論、第5章以下での世界市民主義においてである。

上に引用したフレーズは難解である。以下でこの一節を少しでもパラフレーズすることができるかどうか、試みてみよう。

石川氏によれば、ヘーゲルもこの由来を承知し、「無限判断は、アリストテレスに由来し、「不定の (unbestimmt) 判断」と呼ばれる」としている (Hegel [論理学講義 Berlin 1831]) (石川, pp. 28-9)。

そしてこの〈否定〉論は、カントの「もの自体 (Ding an sich)」論に通底するかのように示唆される (詳しくは石川, 第1章8節「ヘーゲル」の項, pp. 56f. 参照)。

すなわち、「バラは象ではない (非象である)」における「この「非象」という述語否定は、主語についてなにかを限定的に否定しているのではない。それは、ことごとくすべての述定を否定しながら、にもかかわらず、こうした述語の全面否定によってむしろ主語があることだけは炙り出されてくるという倒立した論理構造をもつ。これを主語の側からいうと、バラはただバラでしかないがゆえに、そしてただそのかぎりにおいてのみ、たとえば象でもない。それどころか、バラを除くあらゆるものでもない。「無限判断はこの無限の否定を内包するが、しかしそれは主語の自己同一性のいわば裏面である」。こうしてヘーゲルは、(p. 9のような) ②「SはSである」のような同語反復ないし同一性判断を「ポジティブな無限判断」、①「Sは非Pである」「SはPで〈ない〉」のような判断を「ネガティブな無限判断」といい、[①のような]判断を、SがS以外の何ものでもない [nichts anderes als S] ということの換言にほかならない、という (石川, pp. 56-7)。

かくして、石川氏は、この「ネガティブな無限判断」が、カントの「もの自体 (Ding an sich)」論に通底すると見なされる、と主張する。どういうことなのであろうか？

ところで無限判断についてカントとヘーゲルは、全く同意見なのか？ そうではない、と石川氏は言う。無限判断についての二人の分岐点は、第3章「ヘーゲルかカントか」で論じられる。その分岐点は、二種の無限判

断に関わる (石川, p. 120).

「A はA である」(自己同一性)の以下の解釈をめぐって、カントは (1) [つまり上記①] を、ヘーゲルは (2) [上記②] を採用する。すなわち、

(1) [つまり①]「悪無限判断」は、——「主語と述語に[・]自[・]他[・]の[・]区[・]別[・]が[・]な[・]い[・]」、つまり「ネガティヴな同一性」であり、「A がただA だけ[・]で[・]し[・]か[・]な[・]い[・]がゆえに、B でもなく、C でもなく、D…でもないことをまさに延々と排他的に語る」

(2) [つまり②]「真無限判断」は、——「主語が述語に[・]連[・]続[・]し[・]て[・]い[・]る[・]」、つまり「連続的同一性」「A がA である[・]だ[・]け[・]で[・]は[・]な[・]く、B でもC でもD…でもありうる可能性を排除しない」(すなわち、「自己同一性は包括的な同一性の原点」なのである)

石川氏はさらに細心に、(3節「制限」について)で以下のような無限判断におけるカントの制限 [K-refl.5854] (1780年代)に注目する。

「無限判断「魂は可死的ではないものである」が意味するのは、魂が可死的なものの領域に属さないことだけではなく、可死的であるものの外にある可死的ではないものの領域に〔形式論理的には〕属するということであり、この可死的でないものの〔疑似〕領域が可死的なものの領域を[・]制[・]限[・]し[・]限[・]界[・]づ[・]け[・]る[・]の[・]で[・]あ[・]る[・] (einschränkt [sic] und begrenzt)。ゆえにその判断が意味するのは、「魂が可死的である」という肯定判断を[・]制[・]限[・]す[・]る[・]こ[・]と[・] (limitation) である」(石川, p. 137)

加えて石川氏は(4節「悟性」について)で、慎重にカントの以下の著名な区別に注意を促す(石川, pp. 140f.)。すなわち、「フェノメノンとヌーメノン(「私たちの感性的直観の対象でないかぎりのあるもの」あくまでネガティヴな「フェノメノンでないもの」「空虚」)」(KrV. A235/B295)。

[補注1] カントの「アンチノミー」

ここで大方の読者には蛇足ながら、評者自身のメモとして『純粹理性批判 KrV』のアンチノミー論で、カントが現象と物自体、フェノメノンとヌーメノンを分けた論述に戻って再確認しておきたい。周知のように、アン

チノミー論は、まさに「世界の超越論的観念性」を主張するものであった。

例えば、第1アンチノミー論では、ニュートンの正命題「世界は時空的に有限で境界がある」は、「世界の外に無限の空間を、世界以前に無窮の時間を想定せねばならない」し、「無限で境界のない3次元世界」というライプニッツ的反対命題も、世界の無限時間系列の測定も、無限空間中に存在する物の無限の全体の測定の完結も不可能故に、有限無限、境界の有無がそれについて争われる「一切の現象の総括」という「世界」という概念は、単に「統制的 (regulativ)」な理念に過ぎない、とされる。

一方、第2アンチノミー論では、世界を構成する物質の構造が、無限分割不可能なアトムから構成されるというニュートンの原子論も、無限分割可能というライプニッツ的連続体説も、いずれも経験的には実証できない理念に過ぎず、どちらもそれ自体として実在する世界の、唯一真なる記述であるとはいえない、とされる。

第3アンチノミーの問いは、世界の現象はすべて自然法則によって必然的に継起するのか、それとも自由は存在するのかである。カントの「現象」と「物自体」の区別にたてば、「自由による原因性」「超越論的自由」という概念自体には、何ら自己矛盾はなく、論理的に可能な概念である。

それでは、カントのアンチノミー論におけるテーゼ、アンチテーゼともすべて、等し並みに、物自体に適用される場合には、相互に矛盾してしまうとされているのか。だが第3アンチノミーは、現象に関しては、自然必然性が適用され、「超越論的自由」は認められないが、物自体について適用される場合には、何ら自己矛盾はなく、論理的に可能な概念であるとされている（例えば、野本 [1990] pp. 19-176）。

3. ヘーゲルかカントか？

さて石川氏の論述に戻ると、氏はさらに、第3章6節「無限判断と限界規定」(pp. 155f.)で、ウイトゲンシュタインを召喚し、「哲学は、考えられないものを、考えられるものによって内側から (von innen) 限界づけなければならない」(『論考』[TLP, 4.114])を引用し、続けてウイトゲンシュタインが、「言語」を切り札に、「私の言語の限界が私の世界の限界を意

味する」[TLP, 5.6] との命題を確認する。

しかし石川氏は、「カントのいう限界そしてその限界づけはまず、以上とは決定的に異なったものである。カントは内と外をかたくなに分かつ。とはいえ、二つを跨いでいるのではない。そのために必要な足場が内にもなければ外にもないというのが、彼の〈否定〉の思考法だからである」という (p. 151)。

尤も、『論考』の時期のウイトゲンシュタインもまた、既にフレーゲに暗黙に、そしてヒルベルトやタルスキにおいて顕在化するような、対象言語とメタ言語の区別という言語の階層性を拒否したから、「語る (sagen)」と「示す (zeigen)」という苦肉の策に訴えざるを得なかった。

カントはどうか？ 石川氏もまたこの難問に直面する。カントの採用した途は、ウイトゲンシュタイン的な「語り」と「示し」、タルスキ以降の対象言語とメタ言語の区別という言語の階層でもなく、「**関係なきものの関係**」(石川, pp. 151f.), 「認識の拡張を阻止するための限界規定 (Grenzbestimmung). 無限判断による制限—非Pすなわち〈現象ならぬもの〉としての物自体 (Ding an sich) による現象Pの限界づけ—・・・」という苦肉の策, 「現象 (phenomena) を超えた物自体 (noumena)」という、いわば〈疑似存在論的要請 (quasi-ontological postulate)〉(評者の造語) を行ったのだろうか。石川氏は、『プロレゴメナ』からの一節を引く (石川, p. 155). 「経験は自分自身を限界づけることがない……. 経験を限界づけるべきものは、まったく経験の外になければならず、そしてこれが純粋な悟性的存在者の領野である。しかしこの領野は、この悟性的存在者の本性を規定することが問題になっているかぎり、私たちにとっては、一つの空虚な空間である」(Prolegomena [K-IV 360/24-361/1]). かくしてわれわれもまた、石川氏と共に、カントの「ネガティヴな無限判断」の可否の探究を迫られるに至る。

しかしそれには石川氏の第3章6節「無限判断と限界規定」中の特に「**関係なきものの関係**」の項 (石川, pp. 151f.) での論述と、カントの『プロレゴメナ』のテキスト (例えば, 'Grenzbegriff', 'Grenzbestimmung', 'Grenze', 'Schranke' etc.) との慎重な突き合わせを要するが、今回は以下の断片的な言及程度以上に立ち入れない。

ところで、カントにはメタ言語的発想は^{インプリント}(陰伏的にも)一切なかったの

だろうか？ 上記のようにカントには、「A に対する反^{アンチ}A ①ではない②^{イン} A, すなわち A に非^{あら}ざるもの」、現象 (phenomena) を超えた物自体 (Ding an sich) への言及、(ネガティヴとはいえ) 一見<疑似存在論的要請>とも見まがう言及が認められるように思われる。

例えば①「私は人間である」に関し—私と人間がものとして別物、異物であるかぎり、あくまで「私は人間でない」と強弁可能とされる。

上記の場合の「もの」は未分化で、いわば、個物である<私 [ich]>とその性質<人間 [H]>ないしその性質をもつものの集まり<人類 [éH (e)]>に分化可能とすると、①「私は人間である」は、① H (ich) と② ich ∈ éH (e) と表記可能で、一方「私は人間でない」も、①' ¬H (ich) ないし、②' ich ∉ éH (e) と表記可能であろう。

さらには②「私は人間でない」という強弁は、場合によっては、「私」という個物表現と「人間」という性質表現との文法的区別の無視に対する一種メタ的な文法的・意味論的注意で、上記の①', ②' のように、対象言語内で表記しては、文法違反となるということであろうか？ すなわち、「この<否定>、②<非人間>は、・・・ただ主語と述語との指示するもの〔個体とその性質とは位階？〕が異なると語るにすぎない」つまり〔「私 (ich)」とその性質「人間でない (¬H (ξ))」は、タイプ type ないし階 order が異なる②_βということであろうか？

「反^{アンチ}A としての「A でない」① (Hegel の「否定判断」) であれば、「A である」と矛盾し排斥しあう。しかし②^{イン}非 A としての<A でない>は「無限判断」で、無限 (unendlich) 判断での<否定>は、②_a。「私は私以外のなにもものでもない」がゆえに、少なくとも「人間ではない」といっている (石川, p. vi)。

上記①の「否定判断」では、「x is 非^{イン}A」とは「¬ A (x)」(例えば, I am ¬ H (ξ), つまり, ¬ H (I) ないし I ∉ éH (e)) ということであろうか？

一方、コメント①: '¬ [I=H (ξ)]', つまり 'I ≠ H (ξ)' や 'I ≠ éH (e)' の表記は、(個体と概念/クラスとの) 階の差異を無視した文法違反・ナンセンスのメタ的指摘なのだろうか？ むしろ上記のように階を考慮すれば、①は '¬ H (I)' ないし '¬ (I ∈ éH (e))' と表記され、

①_a。「私は私以外のなにもものでもない (Ich bin nichts anders als ich)」は

合法的とみなされるのか？ つまり，‘Ich bin nichts anders als ich’を，例えば次のように表記してよいとすると：

$$\forall x [(x \neq \text{ich}) \rightarrow \neg(x = \text{ich})] \Leftrightarrow \neg \exists x [x \neq (\text{ich}) \ \& \ \text{ich} = x] \Leftrightarrow \forall x [\text{Ich} = x \rightarrow x = \text{ich}]$$

(のような単なる同語反復 tautology に変形してよいのだろうか？)

しかしここでも石川氏は，カントが，こうした階の区別による（一種の^{タイプ}型理論），あるいは，対象言語とメタ言語（文法言語・意味論的言語）の区別によるのではなくして，現象（phenomena）から区別されるべき物自体ないしヌーメナ（noumena）の「要請」，つまり，「疑似存在論的差異の区別」への伏線を示唆している，と解するのであろうか？

そこで，カントおよびヘーゲルの判断論一般について，次のような問いが浮上するように思われる。

（問1）カント「無限」判断論に関して， $A = A$ での名辞 A は，(i) 単称名辞（singular）‘ a ’なのか，(ii) 一般（general/common）名辞 ‘ A ’なのか，ないしクラス名なのか？（それぞれ同一性条件が異なると思われる）（cf. 五十嵐涼介 [2017]）

（問2）それに応じて，果たして $A = A$ ， $a = a$ を，「 A ist nichts anders als A 」 「 a ist nichts anders als a 」と見なしてよいのか？

さらに，石川氏は，「はじめに」(p. iii ff.)の「無限判断の発祥すなわち焦点」で，「ある」は<ない>？「私は私である」は，「私は私以外のなものでもない」②_aのような事例を出して論じているが，「私」のような人称代名詞と「バラ」のような一般名辞を同列においてよいのか？ カントの無限論や論理学一般において，「私」のような人称代名詞，「ロンドン」や「カント」のような固有名，「英国の首都」のような個別名辞の登場が許容されているのであろうか？ すなわち，カントの一般論理学，そして超越論的論理学には，単称判断は登場しているのだろうか。そしてもしそれに肯定的回答が得られるとすれば，単称判断中の単称名，例えば，「ロンドン」「カント」「ドイツ」等の名前ないしその代理である個体変項 x, y 等に相当する代名詞への考慮が，従ってその意味論には，そうした単称名

辞に付値されるべき個体やその量化に関わる個体領域への言及、さらに単称文がどのような条件を満足すれば真となるか、という真理条件ないし検証条件が、そして述語にはどのような場合に概念や性質・関係が付値されるのか、といった装備が、どの程度（明示的でないし暗黙にせよ）登場しているといえるのであろうか？

【補注2】現代の論理的意味論瞥見：フレーゲ以降の論理的意味論の他の選択肢について——カントーヘーゲル流の近世的な論理的意味論把握を超えて

まず、 $A = A$ と $A = B$ との対比に関して、カントのように、 $A = A$ 自身が排他的に $A = B$ を排除する訳ではないし、ヘーゲルのように、 $A = A$ 自身に $A = B$ の可能性が積極的に含意されているとも言えないであろう。フレーゲ以降の現代論理（様相論理も含む）における論理的意味論をいくらか復習しておこう。

(Q1) - 2*1 : フレーゲの意義 Sinn と意味 Bedeutung の周知の区別：

①「明けの明星 = 明けの明星」②「明けの明星 = 宵の明星」の対について、

①は自明で *apriori* で分析的だが、②の真理性の発見には天文学的（あるいは‘エヴェレスト山 = チョモランマ山’のように地理学的）探究を必要とする。さらには‘ $2 + 1 = 1 + 2$ ’には数学的・論理的証明を必要とし、新しい情報 [2の后者は、1の后者の后者だ!] を与え、われわれの知識を拡張する（総合的）。意味論的には、両者の意味 (Bedeutung / 真理値) は同じ真なのに、各その意義 (Sinn / 対象把握の仕方・接近法) は異なる。(Frege [SB], 野本 [1986] [2012])

(Q2) - 2*2 : 現代の内包的意味論の一例を瞥見しよう (Kripke, Kaplan).

$A = A$ 型にさえも、総合性、情報付与性 (informativeness) の差異がありうる！ すなわち、指標詞 (indexicals), 指示詞 (demonstratives) の使用文脈依存性 (context-dependency) と直接指示性 (direct referentiality), 指示の固定性 (rigid designation) (Kaplan, Kripke, 野本 [1988] [2012] [2019] etc.). 以下の事例参照。

(1) 「あれはあれだ」は自明なトートロジーか？

しかし「あれ [宵の明星を指さす] ≠ あれ [明けの明星を指さす]」と長期に亘って信じられたのではないか？（指示指定法の差異）

(2) 「ここはここだ」はトートロジーか？

「ここ [東京で発話] ≠ ここ [札幌で発話]」では？（発話場所の差異）

(3) 「いまははまだ」はトートロジーか？ 「いま [1960.06.15に発話] ≠ 「いま [2019.07.13に発話]」は真ではないのか？（発話時点の差異）

(4) 「私は私だ」はトートロジーか？ 反抗期の娘 a の主張：「[きょうの] 私は [きのうの] 私ではない！」（発話者の自己認識の差異）

ところで石川氏は、第1章－2章の、専らネガティブな「理論的」無限判断論の論述から、第3－4章の「実践的な」論述への移行、いわば「ポジティブな無限判断」への移行において、カントの『人倫の形而上学の基礎づけ (*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*) [GMS]』（1785）や『実践理性批判 (*Kritik der praktischen Vernunft*) [KpV]』（1788）等々における、カント実践哲学のポジティブな面については、いわば周知のこととして、「カントの自律の思想、自己立法確立への執念」等々といったごく簡単な言及で済ませて先を急ぐ。

【補注3】「当為・べし Sollen」「定言命法」と「自己立法」

そこで、またまた、蛇足ながら、GMSやKpVでのカント実践哲学のポジティブな面の簡単な復習をしておこう。

カントの現象ともの自体の区別によれば、現象は因果的必然性より支配される（傾向性 *Neigung* による他律 *Heteronomie*）が、一方意志の自由（物自体）を想定することは無矛盾で、消極的にせよ「超越論的自由」が認められる。その自由意志による自律 *Autonomie* の「認識根拠 *ratio cognoscendi*」は、実践的な「べし・当為 Sollen」「自己立法する意志」の現存という（実践的な）「理性の事実 *factum der Vernunft*」に求められる。逆に、道徳法則・Sollenの「存在根拠 *ratio essendi*」は、「普遍的に自己立法する意志 *der allgemein selbst gesetzgebende Wille*・主体の現存」に求められる。他方、またさらに反転して、自律 *Autonomie*（自由からの因果性）、実践的自由 [自由意志にもとづく行為の開始] の「認識根拠 *ratio cognoscendi*」は、「べし・当為

Sollen」という道徳法則の現存に求められる。

- またカントは、周知のように、『実践理性批判』（*KpV*）の弁証論において、
- (イ) 現実世界での道徳的行為の未完成のゆえに、魂の不死を「要請 Postulat」し、
 - (ロ) 現世での徳福の不一致、不均衡の是正のために、「最高善 *das höchste Gut*」を求めて、神の存在を要請する。

さらにカントは、宗教哲学（『単なる理性の限界内の宗教』1793）において、人間には「選択意志の自由 *liberum arbitrium*」が認められるが故に、人間は不可避の「悪への性癖 *Hang zum Böse*」をもつとの「根源悪 *das radikal Böse*」の問題を提起している（Nomoto, K. [1962]）。

4. 公と私

「第4章 私を公から分かち」において、関連する問題が取り上げられる。

上述のように、石川氏は、第1章－2章の、専らネガティヴな「理論的」無限判断論の論述から、『人倫の形而上学の基礎（*GMS*）』や『実践理性批判（*KpV*）』には深入りせず、取り急ぎ第3章－4章の「実践的な」論述への移行、いわば「ポジティヴな無限判断」へ、と移る。これら後半の諸章において、石川氏は、これまで十分に検討されてきたとはいえない、カントのいわば社会政治哲学・平和論についての独自の探求が展開される。以下、その論述をやや詳しく紹介しよう。

以下は、第4章1節「理性の公的使用 *der öffentliche Gebrauch der Vernunft* / 私的使用—その断絶」からの引用である。「他者としての公—〔啓蒙とは何か〕（1784）公職についている者が、負託されている任務—公共体 *das gemeinde Wesen* の利害に通じる用務」[K.VIII 37/15-16] 遂行の理性使用について、カントはそれを私的なものにすぎないと断じた。共同体を構成する人々の「集まりは、つねに家族的 *häuslich* にすぎない」[K.VIII 38/23-4]。共同体の成員が本当の意味で公的に理性を使用するのは・・・共同体内部において果たすべき義務自体の・・・、つまり理性の私的使用そのものの妥当性を問題にする・・・場合には・・・役人も、学者へと一転する。学者は、公共体の市民に対してではなく、「本来の公衆 *Publicum*,

すなわち、世界」(同、26-27)に向けて発言せねばならない。彼は国家も超える。「世界市民 Weltbürger, cosmopolitanus」(同、37/23)たる彼らこそ、すべての事柄を議論する無制限の自由が与えられる・・・」(石川、p. 162)とされる。カントは公私を媒介不能な排他的なものとして分断する。理性の私的使用と公的使用との懸隔・・・「公衆」「世界」すなわち「他者」がはじめて理性を公的にする。他者とは、「われわれ」の外部に存在するもので、「われわれ」という共同体が命じる行為は私事である。「われわれ」の中に真の公衆は不在で、「われわれ」はどこまでいっても私的であり、他者が不可視なこの共同体に公的空間は開かれない(石川、p. 163)。

「理性の公的使用に踏み切った人物に起こったこととは、いってみれば、見えなかった誰かがとつぜん見えてくる・・・聞こえなかった誰かの声がいま忽然と聞こえてくるという鮮烈な驚き・・・私が真の公衆と出会うのは、「われわれ」の他者・・・とこうして対面すること・・・カントのいう真の公共そして公共的世界とは、このような(複数の)他者と他者とが「われわれ」の外部で形づくる世界である」(石川、p. 164)²。

石川氏は、カントの「公による私の限界づけ」(p. 166)に、以下のような透徹した論述を与える。

「カントの公／私は絶対の中心といえるものをもたない。いや、中心は無際限に散らばっているというべきか。このような脱求心化のゆえに、公は私とは厳格に区別され・・・カントの公は、既成・既定のなにかではありえない。その公を体現するようななもの「われわれ」には事前に与えられていない。そのかぎりでは、＜私ならぬもの＞として非決定の外部空間である。しかし、だからといって“内”なる

2 なお、注11で、「互いに他へと転化・転倒する無媒介の公／私(実態は公=私)」という「公私混同」の実例として、西田哲学(「日本文化の問題」(1940)[皇室の無の有、絶対矛盾的自己同一])と田辺哲学(「政治哲学における急務」(1946)における「天皇は無の象徴たる有—私即公、公即私)が指摘されている。

「私」が第一の所与であるとも、また中心であるとも考えない。ちょうど不定の物自体が、これによって限界づけられる現象に先立つといえるように、〈私ならぬもの〉としての公も、私を制約するものとしてじつは私に先立っている。こうした制限がなぜ必要なのか。それは、私が公になる可能性をかたく遮断することにより、私が公を私物化して“公益”に仕立てる僭越を、つまり私を公とみなす式の誤謬を、ここでも防止するためである。同じ「関係」は自己と他者についてもいえる」(石川, p. 166).

第4章2節「責任と他者」において石川氏は、まず『道徳の形而上学の基礎』(GMS, 1785)や『実践理性批判』(KpV, 1788)においてカントが、『純粹理性批判』(KrV, 1781)に「特徴的であった、ネガティブにすぎる物腰から文字どおりもんどり打って、自由意志の主体性を熱くポジティブに語ることになだれ込んでいる」と記し、そしてこう問う。「人 Person と物 Sache のちがいはなにか」。『道徳の形而上学 (MS)』(1797)でのカントは簡潔にこう答えた [K-VI 223/24f]。「物は責任を負えないが、人は責任を負える」に続けて「人は、彼が独りで、あるいは少なくとも同時に他者らとともに entweder allein oder wenigstens zugleich mit anderen 自分自身にあたえる諸法則以外のなものにもしたがわかない・・・」[同上29-30]において、「自己立法を語るのにも、・・・自己が他者にたいしてすでにもっている対他関係への視点とを対置し、むしろ後者を優先して・・・いるのはどうしてか」(石川, p. 168)と問う。そして石川氏は「責任はすぐれた意味における自他の関係概念である。それは、責任を担う自己のほかに、自己に責任を担わせる、すなわち自己にたいして責任を追及してくる他者の存在をかならずや前提する。それだけではなく、責任における自他の関係はたがいに交換できない非対称性をももっている。・・・他者による責任の追及(の可能性)を文字通り先立てることなく、自己が責任を承認することはできない。この意味で、責任が前提するのは他者の先在である」(石川, p. 168)という鍵となる重要な指摘を行う。

次いで自己のあるべき分裂—「良心 (Gewissen)」(MS) pt. 2, § 13 の特質がこう説明される。「良心の営みは、・・・他の人格の指令 (Geheiß einer

andern)で活動するよう強いられる」[K-VI 438/26-28].

良心という自己関係のただ中にある自他関係、<他→自>関係、自己の受動性について、石川氏は以下のような深い洞察を与える。

「良心において自らを訴え、そして裁く人間は自分自身を二重の人格において考えなければならない。この二つの自己・・・原告でありかつ被告でもある私は、一個同一の人間である。しかし、自由の概念にもとづく道徳的立法の主体としての・・・人間(叡智人(homo noumenon))は、理性をもった感性人(Sinnenmensch)とは別の(種的に異なった人間)・・・とみなされるべきである。・・・前者が原告であり、これに對峙して被告の法的補佐人(その弁護人)が認められている」(K-VI 439/22-35; 石川, p. 169).

石川氏が、ここで重要とみなすのは、「カントが良心におけるこの関係を暗に<訴えられる>という受動相において、つまり、良心において他者によって自己が告発される片務の構図を見ている」ことである。同様に、氏は、カントが、叡智人/感性人の区別に、自己の良心の中に先在する他者に注目し、「自己とは異なる、[その]他者を自己の行為の裁判官と考える」[ibid. 438/34-5]、すなわち「他者=裁く能動者、たいするに自己=裁かれる受動者とみなすことによって、・・・自己が被告として実践的に客体化されても、「自己矛盾はまったく生じない」[ibid. 439/26-7]」という(石川, pp. 169-70)。

かくして石川氏は、こう指摘する。良心の自己告発とは、自己反省ではなく、またドイツ観念論の構図、分裂し相対化された自己の背後ないし根底に絶対的自我あるいは精神に高次の統合をゆだねはしない(石川, p. 170)。

カントの自他と同様、カントの<否定>も肯定か否定かにおける否定(反肯定)^{アンチ}ではなく、「空白でありながら、ただただ当の二者の間に断絶を設けるため、いいかえれば、自己から他者への移行や連続性がありえないことを警告するため、そのためにのみ要請された<自己ならぬもの>だからである。このネガティブな意味における他者は、ちょうどあのネガティ

ヴァナ意味におけるヌーメノンがそうであったように、自己が他者を包括すること、既定の自己が自らを全体化すること、さらにいえば自己の専制的独裁を、越権行為であると阻止する。カントの良心はこのようなく他者>からの告発、すなわち制限として自己に聞こえてくる」(石川, p. 170).

5. スミスとカント——傍観者と他者

カントの「良心」も注目に値する。「良心において自らを訴え、そして裁く人間は自分自身を二重の人格において考えなければならない」と説くカントは、この二重性を超えた存在を別個に設定しようとはしなかった。その「法廷は当初、原告(=叡智人)と被告(=感性人)という二者の対峙関係でのみ注目され、そして両者による「審判が終わった後に」[K-VI 439/36], 裁判官が、今や新たな叡智人の資格で、被告の「所業の道徳的帰結」[ibid./37]を裁く。(『実践理性批判』でも同様[KpV, K-V, 98/14]).

次いで4節「スミスとカント—傍観者と他者」「第三者の不在」の項で、石川氏は、カントとアダム・スミスとを対比させる。スミスの『道徳感情論』(1759)での「公平な傍観者(impartial spectator)」としての良心(conscience)は、「内なる裁判官(judge within)」ではあっても、利害の対立する二者のいずれの側にもくみせず、「第三者(a third person)」の立場から二者を観る」(Smith, 2002, 157 = III, 3, 3) (p. 170).

これに対し、「カント的良心の裁判官は、人間がこれによって「観られる(beobachtet)」[K-VI 438/14]だけではなく、「脅かされる」[ebd.]存在である。それは「恐るべき声」[ebd./20, vgl. 401/20]としてじかに迫りくる。・・・「良心において訴えられ、裁かれる人間は、・・・[良心の]法廷に震えながら立たなければならない……」[ibid. 439/22-25]。一方スミスの裁判官は、二者の利害対立を適切に解決するために…こちら側から「相談する(consult)」相手に過ぎず・・・ところがカントの良心=裁判官は、「人間に影のごとく付きまとい」[ibid. 438/17], また「その声が聞こえてくるのを人間は避けることができない」[ebd./22-23]」(p. 171).

見出し「先在する影」において、カントの良心の裁判官は、「大所高所」から原告被告の対立を調停する傍観者としてではなく、端的に被告を裁く

当事者ないし準当事者として呼び出されている。・・・裁き／裁かれる二者の間に共通の土俵はない。・・・裁く者は、裁かれる自己の思惑を超絶するなかであるゆえに、「恐るべき声」として迫る・・・」(p. 171)。

しかし次のフレーズは、きわめて難解で、石川氏は以下のようにパラフレーズしてくれる。「<他者>とはいわば先在する影である。カントはこうした<他者>と自己との独特な関係を、良心における叡智人／現象人の区別で語ろうとした。この関係は自他の相関関係の前提条件をつき崩す。自他の相関性は、この自己も他者のライヴァルであること、つまり他者もまた自立した(別の)自己であることによって生ずる。ここでは他者も反自己である以上、他者という一個の自己の能動性が関係づけを可能にする条件となる」(p. 173)。ここで石川氏は行論にある逆転を行う。「しかし、良心における自己の受動性とともにかントが考えているのは、こうした<自→他>のポジティブな関係ではなく、むしろこの関係それ自体の拒絶あるいは解体である。しかし、拒絶もまた辛うじてネガティブな関係ではありうるのだ。ちょうどネガティブな意味におけるあのヌーメノンが、そしてそれだけがフェノメノンを制限できたように、自身は実体なき影でしかない<他者>のみが非自己あるいは超自己として自己を限界づけることができる。つまりカントは自己における良心も、自己の限界づけ(=制限)の問題として理解しているのである」(p. 173)。石川氏は、良心における人格分裂を論じているその只中のカント自身の発言として、次を引用し、「叡智的なものと感性的なものとの因果関係についてはいかなる理論もない」[K-VI 439/32-33] こう続ける。「<他者>たる叡智人と自己たる感性人(現象人)の関係。これは・・・根拠と帰結、本質(本体)と現象など、ありうるどんな通常の論理によっても、さらに・・・ドイツ観念論の論理によっても、語りえない」(pp. 173-174)。

カントの思考は意識して外部・外在性を許容するそれである。ただし、あくまでもネガティブな意味において、そして外は私の外部だけでなく、内部にもある。

カントがその意図する限界づけのために要請する外在性の基本カテゴリーとして、石川氏は、<否定>、<区別>、<外>そして<他者>を挙げ、だが「関係」を媒介と同一視する限り、叡智人と感性人の関係はむし

ろ関係の断絶しかない。カントの批判哲学は両者の断層という〈間〉に、ネガティブな限界づけという脱理論的思考の余地を辛くも確保しようとする、というのが石川氏の診断である (p. 174)。

他者倫理としての自己倫理

「良心とは、自己の中にある〈他者〉に対する責任である。カントにおいてはこの自己倫理の構図は平素の責任倫理をそっくり反映している」(p. 174) と石川氏は指摘する。「〈他者〉と自己の特異な関係は、自己の受動性を自ら意識する・・・「気づく」——自己の存在を、たんなる感性人とは区別される叡智人の資格で確保してもいるからである。・・・自己の良心において“原告”が“被告”を告発するとは、じつは“被告”の中にいる叡智人にじかに訴えて、“被告”のこの叡智人が“被告”の感性人を「自ら」裁くように告発するという構図になっている。・・・(他者によって)責任を問われた者それ自身が、その他者の資格で自己をじかに問い質すこと。これが良心の成立母胎である。・・・あくまでも他者と自己が問責関係の当事者であり、しかもなおこの自己があつた“人格分裂”の当事者であるからこそ、対他者関係が自己内関係に翻訳される。現実における自他の分裂と同じ構造を人(Person)が自分自身にも抱え(・・・自覚し)ているということに、カントは、人間どうしの対立がいずれ解決されるために、まずいま最低限必要となる条件をみとっていた。・・・」(石川, pp. 174-5) というのが石川氏の優れた洞察である。

ここで想起されるのは、カントが、人間は現実に「人格分裂」に曝されながら、なお上記のような「良心」への信頼を置き、オプティミズムを堅持したように、さらには、人間は善意志 (gutter Wille) をもちつつも、生来、感性的傾向性 (sinnliche Neigung) に従って、個々の道徳的義務の指令に逆らう行為を行うものであるにとどまらず、さらにそうした個々の行為のみならず、自らの行為の一般の方針・格率 (Maxime) の採用に当たっても、定言命法・普遍的行為規範に反するような行為の一般の方針・格率を理性的・自覚的に採用するという「悪への性癖 Hang zum Böse」(「原罪 (Elsünde)」を連想させるような)「根源悪 (das Böse)」を有するとカントは考えた(『単なる理性の限界内の宗教』1793)。にもかかわらず、カントは人間の行為

方針の選択に関して、なお善意による自由選択意志（Willkür）への信頼というオプティミズムを堅持し、[野本 [1962] rep. 野本 [1968]] その論文名に明らかなごとく、特定宗教の教義に関わることを慎重に避けた。

6. 個人と公的理性

他者に向かう個人すなわち世界市民

「叡智人は私の中の他者として存在する。……先に、「われわれ」という共同性の外部にいる他者に対面することが、カントにおいては公的理性の空間を初めて開く……。今や私の中で感性人としての此方を告発する彼方の叡智人こそ、じつは私自身の中にも既に公的空間がすでに生まれていることを証明する」（石川, p. 175）。

「著作によって本来の公衆に、すなわち世界に向けて語る学者としては、……つまり彼の理性の公的使用においては、〔彼は〕彼自身の理性を使い彼自身の人格において語る無制限の自由を享受する」[K-Viii 38/26-29]。……この意味で私と個とは共約不可能であって、……個は理論的概念でも、まして存在論的概念でもなく、すぐれて実践的な概念……。<他者>などと同型のカント的限界づけ概念である。自己は個である以前に、<他者>によって実践的に客体化されることではじめて個的主体すなわち人格となる。この段階になってはじめて、いわゆる人格の主体性が真に確立される。公的世界が「開かれている」といわれうるのは、そうした<他者>と自己の関係がもたらす人格の客観性さらには複数性がそこにはっきりと成り立っているからである[る]。……真に客観的な自己すなわち（他者に応じる）個人を……。さらに世界市民と呼んだ」（石川, pp. 176-7）。

他者の無限性

「私的世界をいわば内側から公的世界へと転換させるような方途の可能性を、カントは微塵も信じなかった」と石川氏は、断言する。氏によれば、「公的世界は、「われ」や「われわれ」が内在的に構成する二次領域のようなものではなく、先在する他者との関係——<他者>による限界づけ——において私が個を引き受けるべきであるかぎり、好むと好まざるとにか

かわりなく、すでに引きずり出されている外的空間である。私的理性とは、公的理性からあえて内部へと退避した極限形態にすぎない。・・・真実は、公という私の〈他者〉こしが私に先在する影なのである」(p. 177)。

さらに続けて石川氏は、卓抜な比喻を交えて、カント倫理・政治論を支える人間観の基本をこう主張する。「自己(による支配)を凌駕している他者。しかも一字(=同じ家)を超える公として先住し、われわれをすでに限界づけ制限している他者。・・・むしろ[カントにとり、こうした]他者の存在こそ自明の前提だったからである。繰り返すと、カントが語った自己内関係とは、對他者関係をそのままに自己へと折り返したものである。彼は、主題と考えた(自律の)自己関係をじつは先在する他者関係から、いわば後者の窓を通して、みている。カントにとって倫理とは、自律であるという以前にまず責任を担うことであった。・・・他者が自己の中に世界市民の資格で、自己を限界づけるものとして先在する。これがカントの人間観の基本構図である」(pp. 177-8)。

7. 世界市民主義

次に本文第5章「世界市民主義」に関わる石川氏の説得的な議論の一端を見よう。

(1) ポジティブではなくネガティブ

権利よりも義務

ヨーロッパの近代が権利の時代の幕開け、17世紀イギリス、18世紀フランスの「人権宣言」(1789)の時代に、1797年その大著『道徳の形而上学』を書き始めるにあたり、何故カントは、人間の権利よりも義務を問うことを優先させたかのか、と石川氏は問う。カントの回答は、「私たちは自身が自由であること…を知る(kennen)のは、義務を命じる・・・道徳命法による以外はない。この命法から、他の人々に義務を課す能力、すなわち権利の概念が展開される」[K-VI 239/16-21]という素っ気ないものだった。しかし石川氏は、ここにカント倫理学の比類なくユニークな特質が凝縮されているという(p. 182)。彼の倫理学は、「人間が自由であることからではなく、自由であるのを「知る」ことから開始される」。そして「自

由は道徳法則の存在根拠（ratio essendi）ではあるが、道徳法則が自由の認識根拠（ratio cognoscendi）である」（『実践理性批判』KpV序文）ゆえに、自由という権利を知るには、その認識根拠である道徳法則・義務を知ることが優先する。

＜他者＞の哲学

「ある」からではなく、「知る」から出発するゆえに、他者、「他のひとびと」の存在を意識せざるを得なかった。カントと異なりルソーは自然状態における「無制限の権利」（『法の哲学』のヘーゲルも同様）を主張したが、「カントの所有権には、自己に対等な他人の存在と、これらとの共存関係がすでにして組み込まれており、この関係のなかで成立する拘束ないし義務が権利と不可分に結びついている」（p. 184）。カントは、ルソーやヘーゲルとは異なり、確かに否定の、制限の哲学者なのである。けれども、まさにこの「ネガティヴィズムゆえに、・・・ただ独りカントだけは最後の最後までコスモポリタニズムを擁護し続けた」（p. 184）。

（2）自然権よりも根源的契約—自由に先立つもの

カントもまた「人間が自由であることに「すべての道徳法則が、したがってまた一切の権利と義務も、由来する」（『道徳の形而上学』序論）と認めたのは確かなのである。・・・カントもまた自然権という考え方を肯定する」（p. 185）。

スピノザとカントの共和主義

＜義務ではなく権利＞をもっとも強固に主張し、『国家論』において傭兵を否認、市民のみからなる軍の保持をというスピノザの主張を、カントも共有している箇所がある、と石川氏は指摘する（p.186）。『永遠平和のために』において、国王の傭兵常備軍はいずれ廃止すべしとしつつ、市民の自主的な武装を自然権ないし本源的自由の発露として認める（いわゆる「マキャヴェリアン・モーメント」としての共和主義）。

契約の根源性 ルソーもカントも、ホッブズを嚆矢とする社会契約論の

系譜に属する。しかしルソーと異なり「自然状態」を「讚えたり」せず、どこまでも戦争状態と等値する点ではホッブズに近い。しかし、自然状態を自然権に訴えて正当化はせず、「自分の恣意 (Willkür) 以外に他人にどんな安全も認めないという越権による、他の人々の権利のたえざる侵害」[K-VI 97, Anm.] とみなす。法的権利および義務は、「法を行使する力=権力 (Gewalt) によって保証されている」[K-VI § 44]。しかし何が法的強制力を支えるのか。石川氏によれば、カントには「実践理性の要請による」(ibid. 231/17-8) という以外に説明はないという。

それに対して『法哲学講義』序論で、ヘーゲルは、「法の基盤 (Boden) … および出発点は自由な意思である」[Hegel, 1974, 101, vgl.109] とストレートに語りだし、「存在根拠としての自由を議論の起点において回復させる」のが、ヘーゲルの意図だった、という (p. 189)。

3節では、モンテスキューの洞察に従い、カントも「主権よりも権力分立」を支持する次第が、4節では直接民主制のもつ暴走の危険性から代議制の擁護論が、5節では世界共和国ではなく国際連合が、6節の「批判哲学としてのコスモポリタニズム」では、カントが、愛よりは権利を、他者への尊敬を強調する次第が論述される。

参考文献抄

- 五十嵐涼介 [2015] 「無限判断と存在措定」『日本カント研究』16号。
 — [2017] 「判断はどのようにして対象と関わるか：カントにおける単称判断とその意味論」『日本カント研究』18号。
 石川 求 [2018] 『カントと無限判断の世界』法政大学出版社。
 Frassen van [1966] 'Singular Terms, Truth Value gaps and Free Logic,' *JP*, 67.
 Frege, G., [SB] Ueber Sinn und Bedeutung, 1892.
 Strawson, P. [1950] 'On Referring,' *Mind*, 59.
 野本和幸 [1962], 'The Paradox in Kant's Practical Philosophy', B.A. Thesis to ICU (1962), rep. 『茨城大学教養部紀要』III (1968) 再録。
 — [1986] 『フレーゲの言語哲学』勁草書房。
 — [1988] 『現代の論理的意味論』岩波書店。
 — [1990] 『カント哲学の現代性』講座『ドイツ観念論』第2巻, 弘文堂。
 — [1997] 『意味と世界』法政大学出版社。
 — [2012] 『フレーゲ哲学の全貌』勁草書房。
 — [2019] 『数論・論理・意味論』東京大学出版会。